

令和2年第2回田原市教育委員会臨時会会議録

- 1 開会 令和2年3月31日 午前10時30分
- 2 閉会 令和2年3月31日 午前10時50分
- 3 会議に出席した委員
花井隆教育長、太田孝雄教育長職務代理者、金田真也委員
天野千栄子委員、高崎佐智江委員
- 4 会議に欠席した委員
なし
- 5 会議に出席した職員
教育部長 宮川裕之
教育総務課長 伊藤英洋
学校教育課長 渡邊宏光
生涯学習課長 森下 錬
スポーツ課長 粕谷幸充
文化財課長 増山禎之
中央図書館長 是住久美子
教育総務課課長補佐兼係長 小久保義則
教育総務課主査 彦坂幸子
- 6 議事日程
別紙のとおり

田原市教育委員会第2回臨時会議事日程

日 時 令和2年3月31日（火）
午前10時30分
場 所 南庁舎6階 600会議室

1 会議録署名者の指名

2 議 題

- (1) 田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- (2) 田原市地区市民館長の任命について
- (3) 田原市田原文化広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について

3 報告事項

- (1) 人事異動について

4 その他

開 会 午前10時30分

教育長

本日は何かとご多用のところ、ご出席くださりまして、ありがとうございます。

ただいまの出席者は、5名であります。定足数に達していますので、令和2年田原市教育委員会第2回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

教育長

それでは、会議規則第13条第2項の規定により、会議録署名者の指名をさせていただきます。今回の署名者としては、金田委員と高崎委員のご両名を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長

では、さっそく議題に入ります。

はじめに、議案第11号「田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

教育部長

それでは、議案第11号をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、田原市教育委員会教育長職務代理者を、現在太田孝雄委員をお願いいたしておりますが、後任といたしまして、天野千栄子委員をお願いをしたいというものです。お認めいただきましたら、任期は令和2年4月1日から1年間ということになります。以上議案第11号の説明とさせていただきます。

教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますか。

ご質問もないようですので、お諮りいたします。

議案第11号「田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について」原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

では、ご異議ないようですので、議案第11号につきましては、原案どおり可決いたしました。

それでは、教育長職務代理者をお願いすることになりました天野委員から、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

天野委員

まだ知らないことばかりで、ご迷惑をおかけするかと思いますが、いろいろ勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、続きまして議案第12号「田原市地区市民館長の任命について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課からお願いいたします。議案第12号田原市地区市民館長の任命について、田原市地区市民館長を別紙のとおり任命するものとする。本日提出、教育長名です。提案理由でございますが、地区市民館長の辞職に伴いまして、後任の任命を行うものです。次ページの

教育長

候補者名簿をご覧ください。今年度末で5地区から辞職が出されたということで、5名の方に新たに任命を行うものです。

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますか。

では、ご質問もないようですので、お諮りいたします。

議案第12号「田原市地区市民館長の任命について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

では、ご異議ないようですので、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号「田原市田原文化広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課からお願いします。議案第13号田原市田原文化広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり田原市田原文化広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について意見を求めるものでございます。本日提出、教育長名です。

提案理由ですが、田原文化会館内にあります「旧ティーズ田原営業所」及び「旧情報センターメディア研修室」をそれぞれ田原文化会館の206会議室及び207会議室として運用していくために規則改正を行うものです。内容としましては、様式の中に「206会議室」、「207会議室」を追加するもので、実際の様式第1号が添付してありますので、ご覧ください。以上です。

教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますか。

では、ご質問等もないようですので、お諮りいたします。

議案第13号「田原市田原文化広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようですので、議案第13号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号「田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課からお願いします。議案第14号田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について、田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱を別紙のとおり制定するものです。本日提出、教育長名です。提案理由ですが、今年度、特定目的での寄附があったことから、フリースクール等民間施設設置者に対しまして、事業費を支援するため、補助金交付要綱の制定をお願いするものです。

主な内容をご説明しますので、補助金交付要綱をご覧ください。第3条に補助対象事業者、第4条に補助対象施設を指定しております。

第5条では、補助対象経費及び補助金額を定めておりました、別表のほうにそれぞれの詳細が定めてあります。金額としましては、補助対象経費に要する額に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を上限とするというものです。なお、附則では、この要綱の施行期日を令和2年3月23日とすること。また、この要綱の失効としまして、令和5年3月31日限りでその効力を失うものというものです。以上で説明とさせていただきます。

教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますか。

太田委員

この附則の2の「令和5年3月31日限り、その効力を失う」というのは、ここまでで補助金は終了ということですか。

生涯学習課長

はい。これは特定寄付があった場合に支出するもので、毎年支出をするものではありません。

教育部長

補足いたします。こういった補助金は3年間を期間としております。3年後にまだ補助金が本当に必要なのか、見直し、検討をしていこうという流れがあります。この補助金は理由にあったとおり、財源となる特定寄付があった場合に、この交付要綱にもたれて、補助金を出します。財源が確保できないときは、補助が出せませんよといった内容の交付要綱です。そのあたりにつきましては、第5条のただし書きで、「補助金額は、予算の範囲内とする」という項目を設けてあります。

以上です。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

高崎委員

市内には「ゆずりは学園」さん以外にフリースクールはありますか。

教育部長

ないですね。

教育長

そのほか、よろしいですか。

では、お諮りいたします。

議案第14号「田原市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について」、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようですので、議案第14号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続いて、報告事項に入りたいと思います。

学校教育課長

教育長。一点お願いします。

急遽で申し訳ありませんが、令和2年4月1日施行の規則を制定いたしたく、本日、「田原市立の小学校及び中学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則について」を議題とし、議案を上程させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教育長

ただいま、学校教育課長から「田原市立の小学校及び中学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則について」という議題で、議案を上程したい旨の提案がありましたが、これを了承することに、ご異議ございませんか。

教育長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので、「田原市立の小学校及び中学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則について」を議案第15号といたしますので、事務局は議案の配布をお願いします。</p>
教育長	<p>(資料配布)</p> <p>では、議案第15号「田原市立の小学校及び中学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則について」、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>この規則は、学校運営協議会に関して必要な事項を定めるものです。資料の最終ページをご覧ください。学校運営協議会は、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動に意見を述べたりする組織で、コミュニティ・スクールに必ず設置されるものです。</p> <p>本日の議題は、学校運営協議会の委員の報酬に関するものです。このことについて、これまでは無報酬として取り扱い、その旨を要綱で定めていました。ここで、規則の第1条をご覧ください。この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に従いまして、委員の無報酬を改めることといたします。それに伴い、第8条「委員の報酬は別に定める。」というものを加えました。なお、「別に定める」とありますのは、市の報酬条例を指しております。以上の変更により、これまでの要綱を廃止して、あらたに規則を施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますか。</p> <p>では、ご質問もないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第15条「田原市立の小学校及び中学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
教育長	<p>(異議なし)</p> <p>では、異議ないようですので、議案第15号については、原案どおり可決いたしました。</p>
教育部長	<p>続いて、報告事項に入りたいと思います。「人事異動について」をお願いします。</p> <p>私から説明いたします。</p> <p>まず、田原市組織機構図をご覧ください。</p> <p>異動があったところのみ簡単に説明いたします。防災局長、産業振興部長に異動がありました。次に都市建設部とありますが、これまで建設部と都市整備部の二つの部に分かれていたものが、一つの部になりました。上下水道部につきましても、これまで水道部でしたが、変更となりました。渥美支所の支所長と会計管理者につきまして、これまで部長級でしたが、次長級となりました。組織については以上です。</p> <p>次に、教育委員会事務局組織及び職員名簿をご覧ください。</p>

変更のあったところのみ説明します。教育長と教育部長に異動があります。教育総務課は課長補佐の異動と、新規採用職が1名入ります。学校教育課は指導主事と主査が異動で入ってきます。生涯学習課です。課長の異動と、生涯学習係で主任の異動、それから再任用職員と新規採用職員が入ってきます。施設管理係も再任用職員が2名異動してきます。スポーツ課です。新規採用職員が1名入ってきます。文化財課は課長の異動と主任の2名が異動してきました。中央図書館は再任用職員が2名加わります。

資料として、令和2年度の教育委員名簿と小中学校4役・事務職員等の名簿も添付してありますので、ご参考としてください。

以上です。

事務局の報告が終わりました。ご質問等ございましたらお願いします。

ご質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

次に「その他」ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

この臨時会終了後、講堂におきまして教職員の退職者辞令交付式を行います。

明日も、辞令交付式等がありますので、日程表のご確認をお願いいたします。以上です。

その他いかがでしょうか。

特に無いようですので、委員の皆さんから何かございましたらお願いしたいと思います。

コロナウイルスに関連して、小中学校の入学式、始業式は今のところ予定どおりということによろしいでしょうか。

小学校のほうで、入学式と始業式を分けて行いたいと変更を要望している学校がありまして、現状でいうと小学校18校のうち、9校が入学式と始業式を分けるという対応をしております。報告が4月3日までとなっておりますので、変更があるかもしれませんが、今はそのような状況です。

小規模校においては、また違うやり方ができるかなということで、それぞれの学校の形態に応じた入学式、始業式でスタートできるのではということで、学校にも考えていただいている状況です。

部活動はどうですか。

部活動の再開については、いつから再開するかの中学校への聞き取りを今日から始めるところですので、具体的な情報は今お伝えできないところです。

よろしいでしょうか。

では、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、田原市教育委員会第2回臨時会を閉会とさせて

いただきます。

閉 会 午前10時50分

(会議録署名人)

教育長

委員

委員